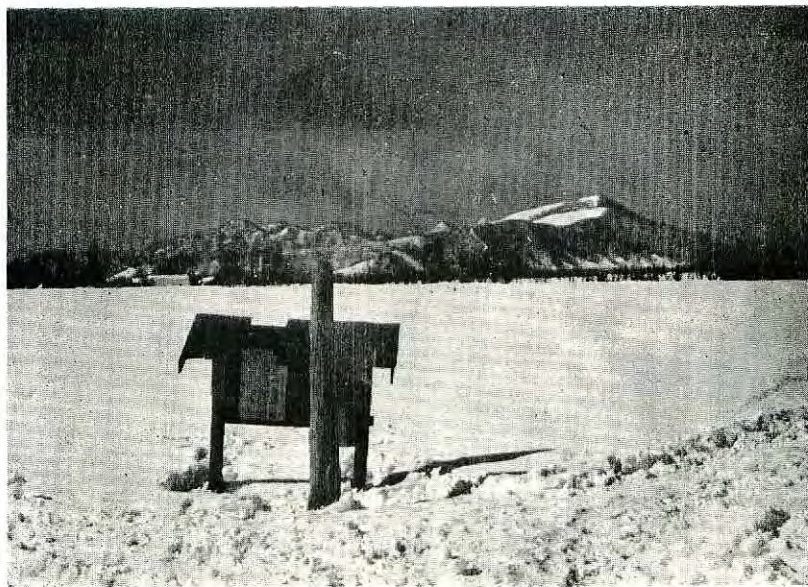


北海道議會時報

第 12 卷 第 2 号

昭 和 35 年 2 月



北海道議會事務局

— 第 2 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………一

資 料

第三十三臨時国会の展望……………二四

特別委員会……………一八
一月のメモ

総合開発調査特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会……………三

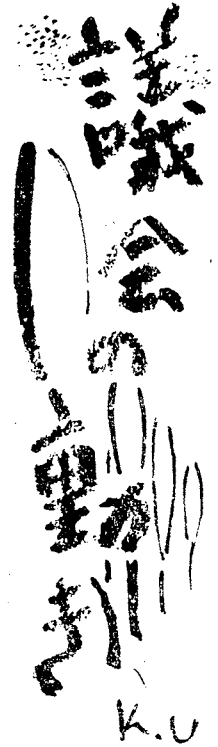
北海道東北六県議会議長会……………三

九都道府県議会議事務協議会……………三

表紙写真

— 雪 原 —

北海道議会議事務局撮影



常任委員会

総務委員会

○一月七日 午前十一時七分、第一委員室において開議、午後零時散会、

委員長 沖野 政雄（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第一八三号 札幌市内における交通信号機設置並びに適正化の件

（採択）

第一八七号 北海道高等熔接学校に対し助成の件

（保留）

第二四七号 北海道町村議会議長会に対し補助の件

（保留）

第二五二号 学芸大学旭川分校の昇格に伴う地元負担事業に対し

助成の件

（保留）

第五七号 北海道庁所在の旧記簿書を北海道図書館に移管の件

（保留）

一般議事

① 総務部長より、石炭手当の増額及び固定資産税の減収補てん並びに開発事業関係国庫補助率の引き上げ問題に関する中央情勢について説明を聴取。

井野委員（社）より、管内視察のとき家畜税廃止の陳情を出しているから何とかしてほしいという話を聞いたのであるがこのような陳情はでているかどうかについて、

津川委員（社）より、家畜税の存廃については検討する機会を作ってもらいたいことについて、

質疑及び要望があり、委員長より応答。

② 石炭手当の増額及び固定資産税の減収補てん並びに開発公共事業国庫補助率の引き上げ問題に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は、杉本副委員長（自民）及び井口（社）天谷（協）各委員に決定。

③ 未審査の請願、陳情については次回委員会において審査することとした。

厚生委員会

○一月二十二日 午後二時五分、第三委員室において開議、午後三時四

十五分散会、委員長 福島新太郎（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第九五号 広尾町国保直診療病院建設に対し助成の件 (採択)

第一二六号 旭川市に道立肢体不自由児療育施設設置の件

(保留)

第一五九号 肢体不自由児施設整備拡充の件

(保留)

第二五六号 民生委員の報酬増額の件

(採択)

なお第二百二十六号及び第二百五十九号の審査に関連して松尾副委員長(自民)より、次回委員会までに肢体不自由児療育施設の整備拡充計画の提出方について要望があつた。

一 般 議 事

① 昨年の暮と新年の二度にわたつて行なつた昭和三十五年度厚生関係国費予算に関する中央折衝の経過について委員長及び松尾副委員長(自民)より報告、ついで

中野委員(社)より、国立光明寮設置の見込みは全然ないのかどうかについて質疑、委員長より応答の後、

太田委員(社)より、大蔵省との話合で八千万円を五千万円に下げて要求しながら予算がつかなくなつたのはどういう理由か、現在厚生大臣の腹一つにかかつているということはまだ希望があるということかどうか、中央でこのような意見を持つてゐるのは誰か、可能性のあるものであれば改めて運動するべきであると思うが明年度の厚生省予算の中から五千万円を出すことは難しいのではないかなどについて、

吉田委員(自民)より、養老施設等にくわれてこのようになつたもので三十六年度はなんとかなるのではないかと思うことについて、渡辺委員(社)より、暮に上京した時の状況からみて三十五年度中の実現は困難ではないか、また全国枠予算獲得の中央折衝の方法については一考する必要があるのではないか、国費予算の獲得については自民党代議士の働きが直接大きな影響を与えているのである

から与党はもう少し責任の所在を明らかにして折衝にあたるべきであると思うこと等について、

それぞれ質疑及び意見があり、委員長及び松尾副委員長より応答。次に老人ホームに関し

松尾副委員長(自民)より、函館市は道の要請により設置場所を選定中という新聞記事が出ていたが道は正式に要請したかどうかについて、

中野委員(社)より、設置市は函館市でなければならぬ特別の事情があるかどうか、全国に一つということであるがこの施設の受益圏は北海道だけかどうか(関連して渡辺委員(社)より質疑)等について、

それぞれ質疑があり、委員長より応答、社会課長及び保険課長より答弁の後、設置場所については松尾副委員長(自民)の意見もあつて正式に決まつてから改めて審議することとした。

② 太田委員(社)より、昭和三十五年度道費予算査定 of 今後の日程について質疑、社会課長より答弁の後、中間報告を受け検討するための次回委員会開催について協議、予算査定の進行状況を勘案して開くこととした。

商 工 労 働 委 員 会

○一月十一日 午前十一時二十三分、第三委員室において開議、午後二

時四十七分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第一六六号 女満別空港整備費に対し助成並びに空港の維持管理

を道に移管の件 (保留)

陳 情

第一一六号 中小企業巡回相談事業継続実施の件 (採択)

第二一四号 天塩川水系組合開発事業早期実施の件 (採択)

第二二八号 中小企業相談所の強化拡充の件 (採択)

第二三三号 北広島駅貨物輸送取扱継続存置の件 (採択)

第二五九号 北海道東北開発公庫の融資対象に観光事業を追加指

定の件 (採択)

第二六〇号 金山ダム建設に対し補償等要望の件 (保留)

第二六一号 三笠市に職業訓練所設置の件 (採択)

第二六二号 美瑛市に国立総合職業訓練所設置の件 (採択)

第二七一号 国際貿易促進に伴う道機構拡充整備の件 (採択)

一 般 議 事

① 資源課長より、夕張川電源開発事業予算獲得問題のその後の経過について説明を聴取、ついで

委員長より、状況は最終段階にきており、要望意見書のこともある
のでこの問題で努力を願った各方面へのお礼廻りをも兼ねて復活折
衝のため上京委員を派遣したいと思つてゐる旨を述べた後、

千葉(大)委員(社)より、食糧増産対策費が復活で十九億円ついた
としても問題は開発庁に移るが配分はどうなるか、あと二、三日で決
まるというがその見通しはいかなる根拠に基づくか等について、質
疑、資源課長より答弁、次に、

森川委員(社)より、金山ダム建設補償問題に関し、住民の声を
大蔵省に充分納得させる必要があるにもかかわらず商工部は理解し
てもらうよう運動をしていないようであるが今までいかなる運動を
してきたかについて、

委員長より、空港関係予算はどうなつたかについて、

村本委員(社)より、夕張川総合開発の方は要求額に対し七十五

パーセントついたが篠津の方はどの程度か、夕張川総合開発につい
た九億五千万円でどの程度の事業ができるか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、商工部長、資源課長より答弁。

② ILO条約八十七号の批准促進、日本専売公社函館工場の設備拡
充、国鉄貨物取扱駅の集約化、夕張川電源開発事業予算の復活並びに
金山ダム建設補償問題等に関する中央折衝を行なうことについて諮
り、異議なくそのことに決定、派遣委員は委員長外一名とし、人選、
時期等については委員長に一任。

③ 岡嶋委員(自民)より、木糖工場操業に伴う工場廃液浄化措置に関
する請願が文教林務委員会に付託されているがこの問題は商工部で
扱うべきものでないか、出資金が林務部の特別会計からでている
工場が出来てしまつた後の指導助成は商工部で扱うべきものと思
うので良く相談されたいこと等について(関連して森川委員(社)より、
工場設置の場合の廃液処理について、)

それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁。
④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道東北開発公庫の融資対象に観光事業を追加指定について
北海道観光連盟理事

○一月二十八日 午前十一時三十分、第三委員会において開議、午後零

時三十三分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第一一〇号 日本草炭工業株式会社に対し出資の件 (保留)

陳 情

第二六〇号 金山ダム建設に対し補償等要望の件 (保留)

一 般 議 事

① 森川委員（社）より、日本専売公社函館工場の設備強化、I L O 条約八十七号の批准促進、国鉄貨物取扱駅の集約化、夕張川電源開発事業予算の復活、金山ダム建設補償問題等に関する中央折衝の経過について報告の後、

古沢委員（自民）より、夕張川関係の予算総額はいくらになるか、またこの予算で発電可能までやれるか等について、

千葉（大）委員（社）より、多目的ダムに関する予算についての新聞記事に関連して大蔵省は金山ダム建設予算を明年度に廻してしまつたが商工部はこの問題についてどの程度具体的に折衝したか、また今後の見通しはどうか、委員長は今後の計画等についてどう考えているか等について、

質疑及び意見があり、商工部長、資源課長より答弁、委員長より応答あわせて次回委員会において国鉄貨物駅の集約化問題に関し国鉄道支社の責任者に説明してもらうことになつていく旨を報告。

② 二月一日午後一時より、福岡県東京事務所において開かれる石炭鉱業不況対策全国協議会の出席について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員は二名、人選は委員長に一任。

③ 五藤委員（社）より、炭鉱離職者対策として美唄職業訓練所において夜間教育を行なうことになつたがその後どうなっているか、離職者対策の一環としてやるのであれば宿舍等の整備をしなければ意味をなさないこと等について、

千葉（大）委員（社）より、支庁長会議において労働部長は昔の労働事務所的な感覚でやらず支庁長を通じてやるよう指示しているがどういう意味でこの指示をしたのか、労働課になつてからは支庁長がよく仕事の内容を知らないため予算面で苦労しているので明年度予算編成の時には実態をよく説明してほしいこと等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長より答弁。

④ 宮沢委員（社）より、入浴料金の値上げに対する指導方針と浴場

の公益性に対する見解関連して燃料より施設の方に経費がかつていと思うがどうなつているか検討されたいこと、石炭の値段は下がること必須であるから値上げの理由は薄弱でないか、できるだけ現行料金に押えてもらいたいこと等について、

高田委員（社）より、競輪廃止に対する検討状況、年八回開催とすると持出しになるという点、今直ちに廃止した場合の問題点、競輪場の跡地転用に対する考え方、従業員数とその職種等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、工業課長より答弁。本日聴取した陳情は次のとおり。

⑤ 国立北海道工業開発試験所及び簡易職業訓練所の設置促進について 江別市議会議員及び江別市助役

農務委員会

○一月十一日 午前十時三十五分、第一委員室において開議、午後三時

三十八分散会、委員長事故のため副委員長 桶谷利男（自民）

一般議事

① 副委員長より上京中の委員長から中央情勢の変化のため委員会に出席できなくなつた旨の電報があつたことについて報告、ついで菅田委員（社）より、委員長が委員会の決定を無視して単独上京し、その上本日の委員会に欠席した理由、関連して委員長は農家負債整理連合小委員長と農務委員長のどちらの資格で上京したのか、委員長のこのような行動は超党派の委員会運営を阻害するものでな

いか、また与党委員の出席率の悪い理由と部長の欠席理由等について(関連して笠井委員(社)より、委員長のような行動に対し副委員長はどう考えるかについて、)

質疑及び意見があり、副委員長より応答、農務部次長より答弁の後、午前十一時三十分一旦休憩、午後二時十一分再会の後、石畑委員(自民)の意見もあつて、委員長の行動については次回の委員会に改めて委員長の考え方をきいた上協議することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 副委員長より、昭和三十五年度農業関係国費予算について中間説明を求め、農務部次長、農政課長、畜産課長、農業改良課長より説明を聴取の後、

石畑委員(自民)より、へき地農山漁村電気導入事業費補助金として三千戸分ついてるが北海道には何戸割当になるかについて質疑があり、農政課長より答弁。

③ 請願、陳情の審査は次回委員会に改めて行なうことに決定。

④ 副委員長より、農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について報告、ついで、

菅田委員(社)より、報告書の中に「今後の折衝方法について協議した結果先に道が調査した昭和三十四年二月末における固定化負債百十三億四千百万円の整理資金最低必要額百一億三千八百百万円を三カ年計画で導入する初年度分三十億円の確保と条件緩和の問題を重点に」とあるがこれは議会の決定である三十五年単年度百億円獲得という決定が変更になつたのかどうかについて質疑があり、副委員長より応答の後、午後二時五十七分一旦休憩、午後三時八分再開、次回の委員会は十九日午前十時より開議することを決めた後、休憩前に引き続き菅田委員(社)より、自創資金は百億円三十年償還三十五年単年度全額獲得の議決がなされたはずであるがどうかと質疑、副委員長より応答があり、協議のため午後三時十二分一旦休憩、午

後三時二十三分再開の後、副委員長より、百億円単年度獲得で間違いない旨を述べた。

④ 堀野委員(社)より、ビート生産計画の提出について質疑及び要望があり、農務部次長より答弁の後、副委員長より、次回委員会までに間に合わない場合は納得のいくような措置をとりたい旨を述べた。

〇一月十九日 午前十時五十三分、第三委員室において開議、午後零時

一般議事

① 菅田委員(社)より、前委員会において問題になつた委員会の権威の点と中央折衝報告の二点について確認したい旨を述べた後、昨年十二月二十八日の農家負債整理連合小委員会において年明け早々には上京しなければならぬので一月三、四日頃に各委員会毎に各党より一名ずつ出すとの含みで委員長一任になつたと思うがこの点に間違ひはないかどうか、次に昨年末の委員会及びその後の経過よりみて新年早々には農家負債整理の件で委員長と蔭田(自民)渡部(社)各委員が上京すると考えていたし、また予算についても昨年末に決まらなかつたので折衝のため上京しなければならぬことに当然然ると思つていたが委員長はどう考えていたか等について質疑があり、委員長より応答、ついで委員長より、中央折衝について単独行動をとつたこと及び十一日の委員会に欠席したことについて釈明があつた後、

菅田委員(社)より、四日に総合開発調査特別小委員長より三小委員長だけ上京するよう連絡があつたとのことであるが農家負債整理の件については超党派でやるべきものであり、実際にそのようなことがあつたのかどうかについて

質疑、委員長より、暫時休憩して協議願いたい旨を述べ、午前十一

時十六分休憩（休憩中協議）、午前十一時四十二分再開、

石畑委員（自民）より、委員会の活動は決定どおりなされるのが円滑な運営ともなるので充分この点を認識され今後はかくの如きことのないよう注意願いたい旨の意見があつた。

② 岡田委員（社）より、先の委員会において提出した中央折衝の報告書については事務局のとりまとめに誤りがあつたため本日改めて作り直したので前回は反古にしてもらいたい旨を述べた後改めて配付の報告書により報告があり、これを了承、ついで

渡部委員（社）より、昨日の農家負債連合小委員会における答弁では事務当局は三カ年計画で負債整理をする考えは全然なかつたとのことであつたが必要額百億円の年次計画表の立案作成に対し部長はどの程度タッチしていたか、この計画表が特定議員に配布されているがこれを誰が配付し、何処で説明しどのようなことになつたか、等について（関連して菅田委員（社）より質疑）

質疑及び意見があり、農務部長より答弁。

③ 委員長及び渡部委員（社）より、農家負債整理対策及び三十五年度農業関係国費予算獲得に関する中央折衝の経過について報告、ついで桶谷副委員長（自民）より、昨日行われた農家負債整理対策連合小委員会の経過について報告があつた。

④ 請願、陳情の審査は次回に行なうこととし、次回委員会の開催日については委員長に一任することとした。

建設委員会

〇一月二十六日

午後一時四十七分、第三委員室において開議、午後三時十一分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

請願、陳情の審査

請願

- | | |
|------|----------------------------------|
| 第一九号 | 道道多度志納内停車場線改良工事施行の件（採択） |
| 第二二号 | 町道下川サナル線並びに幌内下川線を道道に昇格の件（採択） |
| 第五四号 | 後志支庁管内道路整備促進の件（採択） |
| 第五五号 | 後志支庁管内河川整備及び海岸保全事業促進の件（採択） |
| 第五七号 | 沼田町字北竜北竜村字美葉牛間道路新設の件（採択） |
| 第六一号 | 清水市街地弟子屈町川湯間観光道路整備拡充の件（採択） |
| 第六五号 | 士別市地内仲線川を道費河川に認定の件（採択） |
| 第六六号 | 士別市地内銀川を道費河川に認定の件（保留） |
| 第六七号 | 士別市地内多寄間川を道費河川に認定の件（保留） |
| 第六八号 | 士別市地内、大牛別川（五線より上流）を道費河川に認定の件（保留） |
| 第六九号 | 士別市地内温根別川（北十七線上流）を道費河川に認定の件（保留） |
| 第八三号 | 上富良野町地内町道細野線及び北二十八号線道道昇格の件（保留） |

- 第八五号 妹背牛駅前より沼田町間道路の新設並びに改良工事
に対し補助の件 (採択)
- 第一〇三号 幌向村地内西八号橋を永久橋に架替の件 (採択)
- 第一一七号 帯広市市道南十七丁目乙線同南四線及び芽室町町道
南六線を道道に昇格の件 (保留)
- 第一一八号 岩見沢市及び栗沢町所在市町村道東三号線を道道に
昇格の件 (保留)
- 第一一九号 村道霧多布西春別間道路を道道に昇格の件 (保留)
- 第一二〇号 村道神原落石間道路を道道に昇格の件 (保留)
- 第一二一号 浜中村村道賢人風連間道路を道道に昇格の件
(保留)
- 第一二二号 阿寒町地内道道雄別釧路線の改良工事施行の件
(採択)
- 第一二三号 阿寒町地内道道阿寒標茶路線の改良工事施行の件
(採択)
- 第一二六号 尻岸内村地内恵山観光道路整備助成の件 (採択)
- 第一二七号 滝上町地内サクルー川を河川法準用河川に認定の件
(採択)
- 第一三二号 剣淵村下川町間町村道を道道に認定の件 (保留)
- 第一三三号 道道夕張岩見沢線中万字炭山美流渡間道路補修工事
の実施並びに維持管理費増額の件 (採択)
- 第一三四号 道道夕張岩見沢線中万字橋架設工事施行の件
(採択)
- 第一三五号 栗沢町地内栗沢幌向線中栗沢橋、東六号橋、クッタ
リ排水溝橋架換工事施行の件 (採択)
- 第一三六号 道費河川幌向川改修工事施行の件 (採択)
- 第一三八号 石狩川水質浄化に関する件 (採択)
- 第一三九号 町村道尻別川右岸道路を道道に認定の件 (保留)

- 第一四四号 道道峯延月形線特殊改良工事施行の件 (採択)
- 第一四五号 北村地内道道当別栗沢線北幌橋を永久橋に架替工事
施行の件 (採択)
- 第一四六号 北村地内道道奈井江北村岩見沢線特殊改良工事施行
の件 (採択)
- 第一四七号 道道岩見沢月形線舗装工事実施の件 (採択)
- 第一四八号 浦幌町所在厚内川を準用河川に認定の件 (保留)
- 第一四九号 下川町所在町道二十四線を道道に昇格の件 (採択)
- 第一五〇号 音別町及び浦幌町所在直別川を準用河川に認定の件
(保留)
- 第一五一号 道道千歳支笏湖線の舗装並びに支笏湖周辺道路開さ
くの件 (採択)
- 第一五二号 広尾町所在町道広尾停車場線を道道に昇格の件
(保留)
- 第一六四号 池田町道ケナシバ原野道路並びに本別町道本別押帯
間道路を道道に昇格の件 (保留)
- 第一七七号 別海村地内町村道別海西別線を道道に昇格の件
(保留)
- 陳 情
- 第六九号 留萌市副港橋を永久橋に架替の件 (保留)
- 第八〇号 豊頃村地内小川を道費河川に認定及び改修工事施行
の件 (保留)
- 第一二三号 洞爺村地内村道大原成香線を道道に認定の件
(保留)
- 第一四五号 旭川市市道百八十七号線及び同九十三号線を道道認
定の件 (採択)
- 第一四八号 帯広市所在十勝川架設の中島橋を永久橋に架換の件
(採択)

- | | | | | |
|-------|------------------------------------|------|--------|---|
| 第一四九号 | 帯広市川西町所在葛橋を永久橋に架換の件 | (採択) | 装工実施の件 | (採択) |
| 第一七〇号 | 道道霧多布厚岸線改良工事並びに橋梁架換工事促進の件 | (採択) | 第一九九号 | 音別町地内道道本流音別停車場線改修工実施の件 |
| 第一七一号 | 道道月形厚田線改補修工実施の件 | (採択) | 第二〇〇号 | 音別町地内道費河川音別川改修工実施の件 |
| 第一七二号 | 厚田村地内特殊河川日津狩川改修工実施の件 | (採択) | 第二〇一号 | 音別町地内町道尺別尺別炭砵線特殊改良工実施の件 |
| 第一七三号 | 厚田村地内古潭地区海岸護岸工実施の件 | (採択) | 第二〇二号 | 音別町地内町道二俣霧里線特殊改良工実施の件 |
| 第一七四号 | 道道上里津別停車場線津別市街地区舗装並びに測溝工実施の件 | (採択) | 第二〇三号 | 音別町地内町費河川霧里川の改修工実施の件 |
| 第一七五号 | 道道北見津別線道路の改良並びに橋梁架換の件 | (採択) | 第二〇四号 | 音別町地内町費河川尺別川改修工実施の件 |
| 第一七六号 | 道道上里別停車場線の道路改良並びに美都橋天神橋架換の件 | (採択) | 第二一五号 | 南茅部町所在八木川を準用河川に認定の件 |
| 第一七七号 | 道道津別陸別線道路整備促進の件 | (採択) | 第二一六号 | 岩見沢市所在幌向川等河川改修の件 |
| 第一七八号 | 津別町所在達娰川を河川法準用河川に昇格の件 | (採択) | 第二一七号 | 身体障害者福祉住宅増設の件 |
| 第一七九号 | 道道塘路厚岸線の改良補修工実施の件 | (採択) | 第二二二号 | 美瑛町に道宮福祉住宅建設の件 |
| 第一八〇号 | 道道阿寒標茶線改良工実施の件 | (採択) | 第二三九号 | 釧路村地内昆布森海岸浸蝕及び地すべり防止対策の件 |
| 第一八一号 | 道道厚岸標茶線改良工実施の件 | (採択) | 第二四〇号 | 道費河川美国川防災工実施の件 |
| 第一八六号 | 標茶町地内道道釧路弟子屈線及び標茶厚岸線の舗装並びに下水道工実施の件 | (採択) | 第二五七号 | 滝川砂川歌志中間道路を道道に認定の件 |
| 第一八九号 | 小平村地内住吉中央線中央橋を永久橋に架替の件 | (採択) | 第二六三号 | 三笠市幾春別桂沢線の道道昇格の件 |
| 第一九〇号 | 道道美沢線美瑛町市街地丸山通舗装工実施の件 | (採択) | 第二六四号 | 札幌市北の沢より盤溪福井を経て手稲町西野に至る市町村道を道道に昇格の上早期改良の件 |
| 第一九六号 | 道道瑞穂線並びに大雪山層雲峡線舗装実施の件 | (採択) | | (保留) |
| 第一九七号 | 道道池田停車場高島線及び帯広音更池田線一部の舗 | (採択) | | |

① 一般議事
 採択の請願、陳情はいずれも道に送付しその処理の経過及び結果の報告を請求することに異議なく決定。

① 奥野委員(自民)より、十二月二十五日より五日間にわたり行なつ

農地開拓委員会

○一月七日 午前十時四十七分、第三委員室において開議、午前十一時

十五分散会、委員長事故のため副委員長 黒松秀夫(協)

一般議事

副委員長より、昭和三十五年国費予算の内示状況と折衝経過について説明を求め、総務課長より説明を聴取の後、大石委員(社)より、補助率の問題で農林省と開発庁が調整できない理由について質疑、橋本(正)委員(社)より、先に上京した時における両省の考え方を説明、ついで復活折衝に関する上京委員の派遣について諮り、異議なく委員長に一任。

○一月十九日 午前十一時二分、各派交渉室において開議、午後三時十

四分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

① 委員長より、昭和三十五年国費予算に関する中央折衝の経過について報告、ついで農地開拓部長より、農業基盤整備費内示額、非公関係予算内示額、畑地土地改良事業の補助率引き上げ問題の経過等について説明を聴取の後、

橋本(正)委員(社)より、国費が増加しているが道の受入体制はどうか、畑地土地改良事業の補助率引き上げの見通しはどうか、現在の補助率で事業はできるか、移転対策は十六万円できないのではないか、ダム建設費の負担区分はどうか等について

質疑、農地開拓部長より答弁、午前十一時四十六分一旦休憩、午後一時二十八分再開の後、

橋本(正)委員(社)より、トレンチャの運営はどのようにする

た、昭和三十五年度建設関係国費予算に関する中央折衝の経過について報告、ついで引続き一月七日より七日間運動を行なった池田(信)委員(協)より、その折衝経過を報告、いずれも異議なくこれを了承の後、委員長より、決定予算の概要について説明を求め、土木部長より昭和三十五年度北海道開発事業予算(土木部関係補助事業)及び昭和三十五年度北海道開発事業予算内示額について、住宅課長より、昭和三十五年度住宅関係予算要求経過表についてそれぞれ説明を聴取の後、

竹内委員(社)より、開発事業予算に関する資料と開発事業予算内示額調における国庫補助額の合計は三百万円の差があるがどうなっているかについて、

坂下委員(社)より、決定総額と道要求総額との差はどの位か、道路改良費は開発庁要求八億五千万円に対し八億八千万円付いているがこれはどういうことか、内示の段階で重点的にやろうとしたもので付かなかつたものがあるかどうか等について、

それぞれ質疑があり、土木部長より答弁。

② 荒委員(社)より、昭和三十五年度道費予算要求資料を提出されたい旨の要望があつた。

③ 坂下委員(社)より、小樽市内における失対現場の二重不正就労問題の真相に関連して今回警察の手入れがあるまで土現職員はその事実を知っていたかどうか、大量の書類を持つて行かれて仕事に支障がないか、特つて行かれた書類は現在どうなっているか等について質疑があり、土木部長より答弁。

④ 次回委員会は二月一日午後一時より開き昭和三十五年度道費予算要求資料について説明を聴取することとした。

か、補助率の引き上げがない場合経済力のないところは土地改良ができなくなるのではないか、道が上置して経済力のないところも進めるべきと思うので努力されたいこと等について、

大石委員(社)より、補助率引き上げに関し、交渉完了はいったんか、補助率が決まらなければ当初予算に計上できないではないか、事業量は決まったが上置ができないで返上するのでは困るしまた経済力のあるところのみ実施するのではなおさら困るのでこの問題を先行させるべきでないか等について、

清水委員(社)より、補助率引き上げがない場合道が責任をもつて実施するかどうか、当初予算編成時期前に実現させることができるか等について、

尾崎委員(自民)より、国営、道営、市町村営別の土地改良補助事業に関する資料(二百町歩から七百町歩までの地区名)提出方について、

山田委員(社)より、酸土改良事業の受益者負担に対する考え方、開墾建設附帯工事に対する道の上置は必要であるがどう考えているか、または非実現に努力されたいこと、ビート振興に関連する土地改良についてはどうなっているか、ビート生産計画は何時できるか、道の試案が中央に出され差し戻されたとのことであるがこの案は農務委員会に発表したかどうか等について(関連して道下委員(社)より、農務農地開拓両部長間の連絡はどうなっているか、当時の計画は白紙に戻ったと思うが案があつたとしたら説明されたいこと等について、また、大石委員(社)より、道案が農林省にけとばされた新聞にていたがこの間の事情及び何故この道案を吾々に示さなかつたか等について、)

道下委員(社)より、団体営土地改良事業費補助金七億二百万円のうち畑地分はいくらか、補助率引き上げがないときは知事と相談の上道の上置を措置されたいこと等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、土地改良課長より答弁。

② 黒松副委員長(協)より、昨日の農家負債整理対策連合小委員会の経過について報告。

③ 畑地土地改良事業の補助率引き上げに関する中央折衝を行なうこととし、時期及び派遣委員については委員長に一任。

④ 農地課長より、昭和三十五年度自作農維持創設資金要望額(除負債整理資金)について説明を聴取の後、

清水委員(社)より、貸付限度枠を二十万円で考えているのではないか、分村計画等からみて二十万円の枠では跡地は引き受けられないと思うが平均額三十万円ないし三十五万円で考えるべきでないか、償還期限はいつにして考えているか、その後におきてくるものはどのようなか等について、

質疑及び意見があり、農地開拓部長、農地課長、開拓経営課長より答弁。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

八雲町字山崎花浦地区八木農場開放について 八雲町代表

○一月二十二日 午後一時四十三分各派交渉室において農開協組織整備対策小委員会を開議、午後四時十五分散会 小委員長

大石利雄(社)

議事の進め方について協議、資料についての説明を聴取することとし、開拓経営課振興係長より、昭和三十四年三月末日現在における北海道開拓農業協同組合組織状況について説明を聴取の後、山田委員(社)より、府県における組合員数について質疑、振興係長より答弁、ついで同係長より、北海道開拓農家各種負債額、北海道開拓地営農実績、系統資金償還状況(午後二時四十五分一旦休憩、午後三時再開) 開拓農業協同組合組織運営実態、問題点のある組合の

状況等について説明を聴取、次回は明日午前十時から開くこととした。

○二月二十三日 午前十時四十二分、各派交渉室において農開協組織整備

備対策小委員会を開議、小委員長 大石 利雄(社)

農務小委員会に提出された資料について説明を聴取することとし、農政課次長より、北海道農協開協事業調整協議会の農協開協事業調整に関する資料、農協と開協に関する資料、農協と開協の事業競合事例、農協と開協合併状況等について説明を聴取、ついで尾崎委員(自民)より、一般農協でどうにもならないものはどの位あるかと質疑、農政課次長より答弁の後、山田委員(社)の意見もあつて小委員長より、事務担当者が考えている基本的問題点について説明を求め、開拓経営課振興係長より、説明を聴取の後、小委員長より、法律改正の問題点、開協そのものについての問題点、開拓農家個々の問題点、道その他機関における指導についての問題点等いろいろあると思うので資料の整備検討を行なうこととし明後二十五日午前十時から小委員会を開きたい旨を述べて了承を求め異議なくこれを了承。

○二月二十五日 午前十時十七分、各派交渉室において農開協組織整備

対策小委員会を開議、午後零時三十八分散会、小委員長

大石 利雄(社)

小委員長より、開協運営上の基本的問題点について検討したい旨を述べた後、開拓経営課振興係長より、資料に基づいて説明を聴取、ついで

尾崎委員(自民)より、開協二百三十三のうち農協に二重加入のもの百二十で開協の存在性が薄弱であること、二重加入していないものについても役職員の構成から独立組合としての機能を疑われる

もの十二、信用購買販売開拓事業量からみて経済団体的な性格のうすいもの三十一、以上の条件に適合しないが非出資のもの三、以上を差引いた残組合は六十七でこのうち組合員百を超えるものは四十六に過ぎないこと、また財務状況からの現状判断は経済安定A四十二、B七十六、C百三十三で不振組合が半数を超えていること、開拓者資金の償還は二十パーセント程度で他の資金償還よりかはなだしく遜色があり他力依存の観念が開協に強いのではないかと思われること、開拓農家負債調を開協と農協に区分してみる必要があること、北信連の利用状況を具体的に調べる必要があること、組合員の貯金は資本の六パーセントで財務の安定性に欠けていると思うこと、事業内容のうち開拓事業として二十パーセントの収入をあげているが現下の工事情勢からみて将来性が疑われること、開協の現状と将来性を勘案して一般的視野からの育成に再考の必要があること、特殊事情を指摘し得るものについては徹底した強化策が特に必要であり、組合員数と専任役職員数とのバランスのとれない場合は現状はとも角将来起り得る事態を考えるべきであると思うこと、弱少組合は統廃合されることも考えられること等について、

山田委員(社)より、開協の経営安定のためには建設事業、土地改良事業の促進、土地の再配分、増反、不振地区対策等がなされなければならぬと思うこと、開協と農協が融和し開協が育成されて将来は農業団体の一本化が良いと思うこと等について、

久米委員(自民)より、開協に対しては同情の念をもつて考えてやるべきであり特別立法あるいは財政援助について見通しがあれば進めていきたいこと、農協と開協が融合されることも好ましいこと等について、

黒松副委員長(協)より、A階層は堅実であるがその他は何か方法を考えないと進まないこと、二重加入については妙味があると思うこと、将来は農業団体の一本化が好ましいこと等について、

それぞれ意見があつた後、
小委員長より、運営上の基本的問題点として

一、根拠法令上の問題としては

イ、農協法のみで開協の性格運営を律することは困難であること
ロ、特別立法による性格づけと財政援助の実現性についても困難であること

ハ、開拓法上の開拓農協の定義解釈が同一でないこと

二、組織内容の問題として

イ、組織構成員の営農基盤の未完成と加入時期の関係から事業の目標利用の内容が多種にわたること

ロ、経済基盤のない組合員で構成されているため財務構成が劣弱かつ組合に対する依存度が極めて強い反面組合債権の回収が鈍化し固定化傾向が強いこと

ハ、開拓事業の収益が著しく減少し収支の不均衡が顕著となりつつあること

ニ、系統組織の業務の範囲が開拓制度上のもの程度に止まり総合事業を営む単協の要請に対応し得られないこと

三、業務の執行体制上の問題として

イ、組織基盤が極めて区々雑多で協同体活動に著しく不利なものがあること

ロ、組合役員の運営技能が未熟なものあるいは無理な資金繰りの結果悪循環をきたし運営が逼迫し社会的信用を全く失墜したのもあること

ハ、組合員の無理解非協力あるいは役員の独断に放任し組織内部が極めて弱体化しているものもあること

ニ、勤務が過重である反面待遇と身分保障が不安定で良質な職員を得るに困難なこと

四、任務と性格上の問題について

イ、開拓行政の末端機関的業務が多く運営へのものが行政施策に直接影響支配される面が極めて強いこと

ロ、開拓制度の下請的役割と農協的性格の比重が運営内部において問題となること

ハ、組合員の営農安定の時点所謂開拓の終期の確認と見通し及びこれ以後の開協の存立意義が不明確となり従つて存立が時限的なものとなるがこれ等の条件から開協組織上運営上種々問題点があること

ニ、経済事業の範囲と系統組織との結び付について

ホ、開拓者の同志的結合体としての性格と運営の在り方について
五、既存農協との事業競合の問題として

イ、経済事業の開始ないしは拡大に当つてこの面について既存農協との競合が発生しこの調整について種々困難が伴うこと

ロ、既存農協との合併について内部的にあるいは外部よりの意見が台頭しつつある反面その時期でないとする意見あるいは農協側が比較的積極的でないとする等の見解がありその時期と方法について種々問題があること

の以上五項目としたい旨を述べ、連合小委員会に臨む態度として入植計画のずさん、土地条件の整備、経済投資の不充分の点から総合して自立できない開拓農家が大部分である現状であり基本的態度として弱小組合の統廃合、指導陣の強化、総合農協との連繋が必要であり、これが解決のため問題点としてこの五項目をあげることについて諮り、異議なくそのことに決定。

〇一月二十九日

午後二時三十分、第三委員室において開議、午後二時五十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般 議 事

委員長より、農開協組織整備対策小委員会における調査の経過に

ついで中間報告を求め、大石委員(社)(小委員長)より、報告、ついで橋本(正)委員(社)より、連合小委員会においてどのような意見があつたかと質疑、大石委員(社)より応答の後、

委員長より、連合小委員会は午後三時から再開して意見調整ということになっているが、両小委員会の基本的考え方に喰い違いがあるようにも考えられること、両方の意見を充分検討して意見が一致するように努めなくては使命が果せないと思うので、一步一步進んでいくてほしいこと、法の解釈にしても充分検討が必要であること等について、また

橋本(正)委員(社)より、開協農協単独の問題ではなく個々の農民がどのようになるか、また、農村の経営がどうすれば安定するかという点に重点を置いてもらいたいことについて(関連して佐々木委員(自民)よりも同意見)それぞれ意見があつた。

○二月二十九日

午前十時五十八分、各派交渉室において農開協組織整備対策連合小委員会を開議、午後三時三十七分散会、

小委員長 笠井 幸衛(社)

現在までに両小委員会で審議された点について報告を行なうこととし、農務小委員会については樋口委員(自民)より、農地開拓小委員会については大石委員(社、農地開拓小委員長)より、それぞれ報告、ついで今後の進め方について休憩して協議を行なうこととし、午前十一時六分一旦休憩、午前十一時九分再開の後、基本問題の確認のため協議を行なうこととし、各委員及び列席者(農務農地開拓正副委員長)並びに理事者の間に種々意見の交換、質疑応答があり、午後零時十分一旦休憩、午後零時四十分再開の後、休憩前の各意見を両小委員長及び両委員会の正副委員長においてとりまとめることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで農政課組合係長より、前回の農地開拓小委員会において尾崎委員(自民)より要

求のあつた資料「北信連における開拓農協の資金取扱状況」について説明を聴取の後、午後三時までには今までの協議事項をとりまとめることとし、午後零時四十八分一旦休憩、午後三時十七分再開の後、小委員長より、休憩中にとりまとめた次の五点

(一) 農協開協の目的は農民の営農確立生活向上を図るためであり一致している。

(二) 農協開協の統合については組合員の水準を高め早晚統合すべきであること一致。

(三) 統合を阻害している主因に開拓資金融通法並びに営農振興臨時措置法の制約がある。

(四) 開拓者の負債整理処理についても問題点がある。

(五) 開協組織規模の適正化についても問題がある。

ついで報告、大石委員(社)より、(二)の早晚統合すべきであるという点については一番むずかしい点であるので「将来」としておいてはどうかと意見があり、異議なくそのように修正した後、現在までの検討の結果以上の五点がでてきたこととするについて諮り、異議なくそのことに決定、

次に小委員長より、農地開拓小委員会で出した運営上の基本的問題点について報告を求め、大石委員(社)より、報告、検討は次回に行なうこととし、午後三時三十二分休憩、午後三時三十六分再開の後、次回の開催日は両小委員長が打合せの上決めることとした。(散会後二月二十日以後開催の予定とした。)

水産委員会

○一月十三日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後三時

四十分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

請願

第三九号 豊富町漁業協同組合借入にかかる農林漁業資金の損失補償に対する財政措置の件（採択）

第八〇号 阿寒湖に道立ふ化場設置の件（保留）

第一五九号 佐呂間町地内浜佐呂間漁港簡易工事施行の件（採択）

第一六八号 松山地方漁業用無線海岸局設置に対し助成の件（採択）

陳情

第六号 道立水産試験場根室支場整備拡充の件（採択）

第七号 漁港維持補習費増額並びに地元負担金軽減の件（採択）

第八号 宗谷海域における浅海増殖事業補助金前渡制度実施の件（保留）

第九号 宗谷海域における昆布発生減少の原因調査の件（採択）

一般議事

① 漁政課長より、漁業協同組合振興基金法案にかかる明年度予算の決定状況等について説明を聴取の後、

委員長より、二億五千万円のうち明年度一億円とした政府の考え方について質疑、漁政課長より答弁の後上京中の水産部長が帰道後

聴取することとした。

② 漁業調整課長より、昭和三十四年度太平洋海域におけるめぬけ刺網漁業の許可方針について説明を聴取の後、

川端委員（自民）より、操業海域をそれぞれ指定しているが共同漁場にはめぬけはいないと思うがどうなのか、第十一條で操業協定の締結をうたっているがこれは助宗漁場と関連があるので考えるべきではないか、日高と釧路漁場との関連もあるがどうなのか等について、

阿部副委員長（自民）より、助宗漁場は増えているのでめぬけとの競合が出てくると思うが協定させる面からも考えるべきでないか、許可対象が今後十トン以上八十五トン未満の動力漁船となるが漁業調整委員会に關しては問題がないか、従来までのめぬけの実績確認はどうなっているか等について、

川村委員（社）より、襟裳海域の資源は少なくなっているがこの許可制によつて今まで来なかつたものが来ることになると思つて資源をなくする結果とならないか、資源調査は開発局ではやつているが道はやる気持はないのか等について、

それぞれ質疑及び意見があり、漁業調整課長より答弁。

③ 水産課次長より、オタルナイ川し尿流出事件の顛末について説明を聴取の後、

川村委員（社）より、水産部で化学的に調査したとのことであるがその結果はどうか、水産試験場の調査資料は推定の数字と思つてが調査に入つた道は幹旋したかどうか、補償総額三百六十五万円は水産試験場の調査による最高額のものか、小樽、石狩両漁業協同組合が出した被害額は莫大であるがサバをよんだのか、これは水産部の指導や信連、漁連の調査がためだかと思つてが今後は充分指導に気をつけてほしいこと等について、

質疑及び意見があり、水産課次長より答弁。

④ にしん沖刺網漁業の問題については部長が帰道後説明を聴取することとした。

○一月十四日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午後二時

二十三分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第一二七号 噴火湾とど駆除対策の件

（採択）

一般 議 事

① 水産部長より、漁業協同組合整備強化法及び基金法関係予算及び北洋漁業の減船問題等に関する中央折衝の経過及び結果について説明を聴取の後、

島本委員（社）より、一億円の基金枠の対象負債は十二億円とのことであるがその算定基礎は本道の場合どうなるか、実施期間は十年間か、減船問題に関し日ソ漁業交渉団の随員として漁政課次長が決まった経緯関連して本来この仕事は漁業調整課所管であるが所管外から行くということはチームワークと関連あるのか、任務の内容はどうか、今度の場合沿岸の問題等双方をかけて行くのであるから漁政課次長も一方的にならず交渉するようにされたいこと等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで答弁に関連して時田委員（社）より、漁政課次長の指名については単に部長は適任と言ったが他部にいるのでなく部内にいるのであるから主管課の人を行かせるべきでないか、漁政課次長は帰ってから漁業調整課に移動となるか、人事移動はやらないのか等について（関連して松平委員（自民）より漁政課次長に決った事情について説明、委員長より、野口次長の留守中の事務処置について質疑）

質疑及び意見があり、水産部長より答弁。

② 水産部長及び水産課次長より、春にしんの許可方針の変更につい

て説明を聴取。

③ 川端委員（自民）より、日ソ漁業交渉団の顧問としてソ連に行くにあたり挨拶あわせて所信の表明があつた。

④ 窪田（茂）委員（社）より、ホタテ増殖事業予算に関する中央状況と見通しについて質疑、水産部長より答弁の後、同委員より、今後の努力方について要望。

⑤ 次回委員会は二十一日に開くこととした、なお委員長より、春にしんの暫定取扱方針（道案）について検討しておかれた旨を述べた。

○一月二十一日 午後零時三分、第三委員室において開議、午後四時五

十三分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般 議 事

① 委員長より、前委員会に提出され各党の調整ということで本日に持越されているにしん沖刺網漁業に対する暫定取扱方針（道案）について審議を行なう予定であるが時間の関係上一旦休憩する旨を述べ、午後零時四分休憩、午後一時十五分再開、委員長より、自民党稚内支部からの沿岸漁業の経営安定対策に関する電報について紹介があり、中松委員（自民）より、これに対する補足説明があつた後、委員長より、この要望電報に対する道の考え方について質疑、水産部長より答弁、ついでこれに対し

川村委員（社）より、にしん沖刺網漁業の漁具にしん以外の魚がひつかつた時はどうなるか、またにしん沖刺網漁業を許可した上さらにホツケ漁業を許可することができるか等について

質疑、水産部長より答弁、次ににしん沖刺網漁業に対する暫定取扱方針（道案）に対する質疑に入り、

川村委員（社）より、にしん沖刺網漁業のみの計画変更を取り上げにしん漁業総合開発の全体計画をそのままにしておくことは矛盾

をきたさないか、関連漁業をどうするか、またホツケ、スケソ、口本海ます等の転換漁業についてもその関連において全体計画がうまくいくかどうか、生産計画は当然変ってくることになるがこれに伴い漁家改善計画については組合再建計画も変ってくると思うがこれらの点はどうなるか、三項を実施することで五人組を緩和することになるが現在の浅海漁業者あるいは沖刺をはづされて零細漁家となつてゐるものに影響を与えないか、今までは許可方針として五人共同体ということこの構成条件、船の条件があつたか、あつたならどのようになつてゐたか等について

質疑、水産部長、漁業調整課次長より答弁があつて、午後二時一旦休憩、午後二時四十九分再開の後、

川村委員(社)より、三十二年度に理事者からしん漁業総合開発計画が提出された際五人組経営の点が数日間問題とされたがこのような過程を経て定められたものであることを記憶願いたいこと、全体責任で決まつた六万四千石用途の資源量が減つたこと及びこれに加えて行政処置にもまずがあつたことを確認したいこと、今後は許可に当り充分配慮されたいこと、転換資金の導入に不備の点があつたことは道の責任であり今後万全を期せられたいこと、共同運営の困難性、漁船、漁具の共有が不可能に近いと肯定されているが経営を共同体とするからには共有は絶対必要であり零細漁業の生産基盤を確立するためにはこのことでなければやつていけないので今後指導に万全の努力を願いたいこと、五人共同体の法人格不明の点は当初から問題とされていたが当時の部長は万遺漏なきを期すといつていたのでこの点も充分留意されたいこと、これらの処置の上に立つて経営安定が期せられるよう進めてほしいこと、総合開発計画の変更についても今後検討されたいこと、三十三年の沿岸要綱についても再検討の段階にきてゐると思うこと、関連して結永地帯、太平洋、根室、釧路等の地帯別計画を提出されたいこと、各漁業協

同組合別計画等についても早急に検討されたいこと、社会党は以上の観点に立つて検討の結果五人共同経営体は立案当時の実情、理論上からも決して間違つていないが現実とは必ずしも一致していないことも認めざるを得ないのでこの際五人共同経営の規制を緩和するという道案を原則的に認めることに決定したこと、ただし一部の資力あるもののみにみ許可が与えられ一般の力のないものが選別から除外されることのないよう充分配慮されたいこと、また浅海漁業権を切らないでやらせる形となるがその場合組合を充分指導し組合の自主制のもとにやらせるようにしてほしいこと等について、

意見及び要望並びに社会党としての意思表示があつた後、道は実施に当り以上の意見及び要望を充分尊重し組合が民主的に漁業をやつていけるよう指導することを要望することとして道案を承認することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 島本委員(社)より、前委員会における水産部長の北洋漁業再編成に関する中央折衝経過報告に関連してその後の中央情勢はどう進んでいるか、道指導連結成の動きに対する委員長の行動は委員会が決定し動いてゐるような誤解を受けるので立場を明確にされたい、構想等があれば一応委員会に打ち明け意見を聞いてやるべきでないか、また水産部も従前からこの考えがあれば案を委員会に提出すべきでないか等について(関連して阿部副委員長(自民)より意見があつた。)

質疑及び意見があり、委員長より応答、水産部長より答弁。

③ 川村委員(社)より、漁業協同組合整備促進とこれに関連する振興基金予算以外の国費予算及び道の明年度重点施策並びに要求予算等については何も説明を聞いていないが当委員会の協力を求める考へはないのかどうかについて質疑、水産部長より答弁があつて、午後三時五十七分一旦休憩、午後四時十六分再開。

窪田茂委員(社)より、水産試験場の機能発揮のため加工試験の予

算措置を十分考慮すべきと思うが明年度予算編成に対しどう考えているかについて

質疑があり、水産部長より答弁。

- ④ 大島(仁)委員(社)より、陳情第二百三十七号(ソ連水産物輸入反対の件)に関連して訪ソの川端委員(自民)及び漁政課次長はソ連のしんの状況を充分調査してきてもらいたいことについて(関連して西野委員(自民)より、道南加工者も原料を受け入れたいと希望しているのでこれらの点も考えて調査願いたいことについて)要望があつた。

- ⑤ 委員長より、現在各役場に配置されている全道八十余名の水産技術普及員の中から何名を道職員に採用できるかその見通しについて(関連して川村委員(社)より、法制定の促進を図ることと全員を一日も早く道職員に切り替える方向に持つていくことを考えるべきであることについて、阿部副委員長(自民)より、現在町村に配置されている者に対する助成措置の補助率について)質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産課長より答弁。

- ⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。
にしん沖刺網漁業対策について

宗谷地区漁業協同組合代表

文教林務委員会

〇一月十二日 午後一時五十分、第一委員室において開議、午後四時十

分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

議題、陳情の審査

請 願

- 第三六号 白樺新学園帯広商業高等学校創設認可の件(保留)
第一五七号 札幌南高等学校校舎改築の件(採択)
第一七六号 高等学校の授業における生徒の編成及び教職員の配置に関する法制化促進の件(採択)

陳 情

- 第一二号 道立肢体不自由児養護学校設置の件(保留)
第十九号 小樽市に肢体不自由児養護学校設置の件(保留)

一 般 議 事

① 委員長より、文教林務関係国費予算に関する中央折衝の経過を報告書によつて報告、ついで林務部次長よりその後の経過について説明を聴取の後、

湯田委員(社)より、林道事業関係で前回の折衝では六、五、四、三の区分に対し六、五、四割に変更し折衝した経過があるが喰い違ひがあるのではないか、折衝の結果三割が決定したのかあるいは前年同様の五、四に押えられたものか等について、

林(利)委員(自民)より、本問題は民有林関係で林道補助の適用範囲を拡げたいとの主旨から三割補助をもうけようとするのであり何故削除するのか等について、

池田(金)委員(協)より、四割というのは百町歩以上ということかについて、

堀委員(社)より、治山関係予算が大幅に増えたがこれをどのようにして受け入れるか、治山課設置の必要性はどうか等について、それぞれ質疑及び意見があり、委員長より応答、林務部次長、森林企画課長より答弁。

② 教育長より、文教関係国費予算の内示経過について説明を聴取の後、

堀委員（社）より、道の文教予算二百二十七億の要求の中に国費が入っているか、また同予算獲得について知事との関連はどうか等について、

質疑、教育長より答弁。

- ③ 三十五年度文教予算配分に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、上京委員は三名とし日程等については委員長一任とすることとした。

- ④ 本日聴取した陳情は次のとおり。
札幌南高等学校校舎改築について

同校改築期成会会長

特別委員会

総合開発調査特別委員会

〇一月十八日 午後三時八分、第一委員室において開議、午後三時五十分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

- ① 委員長より、昭和三十五年度道開発予算に関する中央折衝の経過について報告、ついで本日午前中開会された農家負債整理対策連合小委員会の経過について報告、企画本部長より、道開発予算の内容について説明を聴取の後、

笠井委員（社）より、金山ダムは四千万円ついたのみで昨年より減少しているが国において本気でやる気があるのかどうか、開発に伴う事業の推進に対しては道は道としての考え方を強く中央に反映せしめるべきでないか等について、

井野委員（社）より、道民生活に結びつかない開発方式すなわち一方的に住民に押しつける姿が現われてきているように思うが道費を計上して金山ダムと取組む考えはあるか、昨年は調査費として計上されたので本年は当然設計費等をもつて計上さるべきもので国が計上しないからといってすまされない問題でないか、これらの点について次回委員会までに知事ともよく打合わせておいてもらいたいこと等について、

それぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁。

- ② 委員長より、農家負債整理対策連合小委員会において通常国会再開の適當の機会に中央折衝をするべきであるとの意見があつたので本件の主管委員会として以上の意見のとおり取計らうことについて諮り、異議なくそのことに決定、井野委員（社）より、農家負債整理の自創法改正問題について委員会の決定と相違した動きをしている疑わしいものもあるようであるから委員会決定されている以外の動きはしないようにされたいと要望、委員長より、了承する旨を述べ、次回委員会の開会日時等は委員長一任と決定。

〇一月二十七日 午前十一時三十八分、第一委員室において開議、午後三時三十分散会、委員長事故のため副委員長 吉田定次郎（自民）

- ① 副委員長より、三十五年度道開発予算補助率引き上げ及び農家負債整理に関する自民社会道各案の調整問題については連合小委員会の決定に基づき知事に善処方を申し入れてあるが本委員会として本件につきどのように対処するか更には本道に対する融資枠配分増の

問題等についての態度を決め近く再開される通常国会にこれらの問題を持込んでいきたい旨を述べた後、企画本部長より、農家負債整理対策のその後の中央折衝経過について説明を聴取の後、

荒委員（社）より、今後どのように進めていくか腹案があれば示されたいこと、連合小委員会及び本委員会は今後どのように動くのか、これらの点について具体的にどのようにするか、補助率引き上げ問題に対処する関係委員会となれば総務委員会とも考えられるがそのようになることとの分野が本委員会の動く範囲となるのか、従来本委員会は計画の推進という大きな問題があつたがこの計画のすんでいる今日本委員会の活動分野が問題となるのではないかと、前田中知事時代においてはその必要性についての政治的要因があつたが中央と直結している今日その必要性はなくなっている以前からやつてゐるから今度もやるといふわけにはいかないのではないか、自創法改正問題については高度の政治的折衝の必要性はわかるがその他の問題は必ずしもそうではなく本委員会が動くことで他の常任委員会との関係が生じてくること、補助率引き上げについては具体的に本委員会としてどのように取り組む考えか、また補助率引き上げについて我々に提示した線を折衝しているのかどうかこれらの経過はどうなっているのか、三十五年度開発予算要求についても単に認めてほしいということと資料提出されただけで三十五年度予算の重点とか本要求予算で何を解決しようとするのかこれらの問題について本委員会では何ら論議が行われていないので今次中央折衝の運動方法やら本委員会の性格等について検討すべきであること等について、

岩本委員（自民）より、本委員会の活動分野というようなことは従来からやつてきたことであり本道の総合開発推進上の重要課題として本委員会が取り上げ総括的に責任をもつて推進してきているしどの分野をもつということは関係委員会と話し合い連絡をとつて進めればよいのではないかと、中央と直結しているからその必要性がない

ということとはともかくとして本道総合開発推進の見地に立つべきでないかについて、

福島委員（自民）より、本委員会が設置された以上従来どおり踏襲しても差支えないのではないかと、また農家負債整理問題についても根本的には特別立法を必要とするものでありこれらの問題についても関係委員会と連絡をとりながら本委員会が中心となつて推進されなければならないのではないかと、

詩田委員（自民）より、深く堀り下げていくと各常任委員会の問題となることは明らかであるが各常任委員会の横の連絡をとることがその問題により重要となるがこの場合本委員会がその任務を課せられているものと思うので町村知事の時代にあつても本委員会の任務は変つていない従つて本委員会は問題を深く堀り下げなくとも浅く横に連絡調整すべきものと考えることについて、

秋山委員（協）より、本日の委員会は中央折衝を行なうための委員会かそれとも三十五年度開発事業予算等について説明を受ける考えなのか、青函海底トンネル等の予算関係はどうなっているか、また各部別に国の予算がどうなっているか、予算配分について十八日以降どうなつたか、ビート増産のための土地改良等の予算はどうなっているか、本委員会の中央折衝についてもその運動の入る前に総体的に資料検討が行なわれた上でなければならぬこと等について、

それぞれ質疑、意見及び要望があり、副委員長より応答、企画本部長より答弁。

② 副委員長より、本委員会の運営問題に関しては委員長が不任でもあるので婦庁の際各委員より意見のあつたことを伝え従来本委員会が取り上げてきた諸問題及び今後における開発上必要と認められる諸問題について検討し更に理事者にも検討を行わせ順次これを取り上げてすみやかに審議していきたい旨を述べ、ついで補助率の引き上げ問題及び農家負債整理に関する自創法改正配分予算枠拡大問題

に關する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び時期等については委員長一任とすることとした。

○一月十八日

午前十一時十二分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後二時三十分散会、連合小委員長 佐々木利雄（自民）

① 小委員長より、三十五年度予算に關連した自創資金枠拡大等に関する中央折衝の経過について報告、ついで

菅田委員（社）より、先の委員会で自創資金百億は本道のみの要求資金枠であること及び連合審査会における知事の答弁も同資金枠を三十五年度予算において確保することであつたがその折衝過程において三十億になつたということか、また折衝の進め方として中央状況により事前に本委員会に了解を求めるべきでないか、条件緩和の法改正に対する自民党案、社会党案の喰ひ違ひの調整についてその後どうなつてゐるか、数年次に分割して進めるとの話も聞いているがこのようなことにするのであれば事前に委員会の了承を求めるべきと思うがこの点に対する事務手続はどのようになつてゐるか等について、

清水委員（社）より、巷間聞くところによると今次の中央折衝において百億の資金を三カ年計画でやるのだから明年は三十億でよいといつてゐるようであるが委員長はどのように考えるか、また三カ年計画等のことは本委員会において論議がされてゐない、もし三カ年計画になつたのであれば事前に委員会において検討するべきものでないか等について、

橋本（正）委員（社）より、かりに百億の枠を道が獲得しても道においては事務的に受入れる能力はないといつてゐる者もあるようであるがこの点どのように考へてゐるか、三カ年計画は考へたことがないということか、委員長は本道に三十億確保できそうであるとい

うが従来負債整理は別として自創資金全国枠の一割程度は一般的資金として割当てられていたがこの分はどうなるか等について、

塚田委員（社）より、道の方では三カ年計画はもつていないのかあるいは全々そのようなものがなくただ百億ということを進めたのかどうか、東京における全体打合せ会において副知事等は度々三カ年計画というような言葉が出されており本年は満度にとつたというような発言がなされてゐたがこの会議に出席してゐた両部長はこの発言を何と聞いていたのか、全国枠百三十億のうち本道には三十億の割当が推定されるにいたり三十億となれば百億に対し三カ年と考へられるという部長の発言の中に明年三十億、明後年三十億というような考へ方がでてゐるが三十億といつても金利引下げ等条件緩和いかんにより事業量減というようなことが本資金の場合考へられるのではないか、また今までの話では自創資金本道枠は決つたといえないようであるので後刻副知事に対しこの点質疑したいので委員長においてそのような取扱いをされたいこと等について、

渡部委員（社）より、自創資金枠三十億は農相が引受けたといつてゐるがこれは自創資金本来の目的にかなうものをあわせて獲得されなければならぬものであり昨年度一般の資金とあわせて考へる場合総体的に何億確保されなければならないのか、本来の資金が十二億であるとするれば負債分の三十億とあわせて四十二億ということになるがこれの確認方、また農地開拓部長は本年十七億のうち二億余以外のものは負債整理関係に使われたということに対し農務部長は同調されるか等について、

それそれ質疑、委員長より応答、企画本部長、農務部長、農地開拓部長より答弁。

橋本（正）委員（社）より、現行の自創資金制度では負債整理にないし負債の根を絶つこともできないと思ふ何か資金枠の拡大だけでお茶を濁される形のように思われるがこれはあくまでも法を改正し負債の根を絶つ方向にもつていくべきものでこの点に対する委

員長の考え方はどうか、現行自創資金の目的は自作農を設定するための必要資金の融資を行なうものであり負債とは別枠のものであると考えるがそうであるとすれば三十億は負債整理分ということであるからこれとは別枠にプラスアルファがあるから本年の状況から考えると四十二億ということになるのか、三十億は純然なる負債関係のみでその他一般的のものもくるのだと考えてよいのかどうか、自創資金の本質は自作農を創設するのがその目的のものである従つて明年は負債整理一本槍で進める考えなのか、またこの三十億の外に本来の目的に使われる資金がくるのかどうか等について、

塚田委員（社）より、負債整理の外に一般的資金として一号から六号までの資金を要求しているのか、三カ年計画がないとすれば百億を要求し更に本年の一般資金としての九億と合計百九億を要求していると解してよいか等について

秋山委員（協）より、百三十億の全国枠に対する道への配分見通しはどうか、条件緩和の問題については今後強力に取進めなくてはならないのではないか等について、

菅田委員（社）より、三十億という資金枠は従来のもものと違つて三分三十年の貸付限度引き上げということで使われなければならぬ資金であると解してよいのか、またこれは長期低利のもののみと解してよいか等について、

清水委員（社）より、開拓関係において自創法以外の融資金で償還できないものに対する対策は百億以外のものとなるのか、もし明年が三十億しか獲得できないとすれば何カ年で対策が進められることになるのか、また新しく生ずる負債はどうなるのか等について、

渡部委員（社）より、委員長は三十億について農相が本道負債整理枠として約束されたといっているがこの三十億の中に一般資金の九億は含まれているのかどうか、理事者のいう一般資金九億、負債分百億の要求資料提示方等について、

それぞれ質疑及び資料要求があり、委員長より応答、農務部長、農地開拓部長より答弁があつた後、橋本（正）委員（社）より、負債整理の外に一般資金をも確保すること及び金利引き下げ償還年限延長等条件緩和の実現の推進を期すよう再確認方、なお本件に対する自社道各案の調整についても委員長において検討願いたいと要望があつた。

② 委員長より、今後の連合小委員会の運営問題について諮り、自創資金枠として三十五年度折衝目標額を百億とし利息引き下げ、償還期限延長、貸付限度額の引き上げ等をあわせてこれが推進を期することと異議なく決定、なお条件緩和の諸問題は先に決定の線で進めることとし、中央折衝の派遣委員、時期等については委員長一任とすることに決定。

○一月三十日

午前十時五十四分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後零時二十分散会、小委員長佐々木利雄（自民）

小委員長より、先の委員会において自創資金増枠並びに条件緩和に関する中央折衝を通常国会再開時に行なうこととして派遣委員、日時等については委員長一任と決定されておりなお中央折衝に先だつて委員会を開会することの申し合せが行われたので委員会を開会し各委員と協議の上中央折衝に入りこれらの問題について協議したい旨を述べ、菅田（社）橋本（正）（社）渡部（社）各委員から本問題に関しては副知事出席の上審議したいと要望があり、異議なく本委員会に出席を求めることに決定、暫時休憩の後、午前十一時十五分再開、

菅田委員（社）より、農家負債整理資金の獲得について当初から百億獲得の考えであつたかどうか、三十億という数字は負債整理のみのものかどうか、従来から割当てられている自創法本来の資金に

対する副知事のつた行動とこれに対する考え方はどうか、過般の連合審査会において知事は自創法改正に対する三案を調整したいと言明されているがこれに対し副知事はどのような方法をとられ、また今後どのように処していく考えか等について、

渡部委員(社)より、百億の負債整理対策を三カ年計画として運動したのではないかということが先般の委員会では問題となつたが当初からそのような計画があつたような疑念が払拭されていないこの点に対する考え方はどうか、副知事は農林省当局から資料を要求され提出したというがいろいろな案の中の一つであるという案とはどのような案か、またこの三カ年計画を我々に早く提示しないで特定議員に提示している理由はどうか、この三カ年計画を特定議員に配付した当時は強力な折衝に入る前であつたと思う、少なくとも議会と知事側が異なつた運動をしていたような印象を与えることは遺憾であること、今後条件緩和等の折衝に当つてはまさつを生じないよう慎重に当つてほしいこと等について、

橋本(正)委員(社)より、副知事の新聞談話として本道負債整理資金三十億を獲得したといつてゐるが現行自創法は負債整理が目的とはなつていないしこれは自作農創設のための土地取得が本質のものであるから三十億三カ年計上することで本道の負債が解消するとの考え方や自創法即負債整理と解釈することはやめてほしいこと、関連して農業金融において年三分以上の金利では農民は立ち上れないこと等から三十億をとればこと足りるとの考え方を改めてほしいこと、更には別枠として自創法本来の資金獲得、条件緩和等について努力を払われたいこと等について、

清水委員(社)より、負債整理を打出したことで自創法本来の資金がおろそかになつてゐるようであるが経営基盤確立に要する九億の要求に対する見通しはどうか等について、

それぞれ質疑、副知事より答弁、

渡部委員(社)より、条件緩和の問題のうち金利について近く農林省において結論を出すかのような答弁であつたが本件に対し道自社各案の調整がつかないうちに結論を出すことについて疑義をもつがこの点の考え方はどうか、また農林省において一般農業の金利体系について検討されているというがこれは農業金利全体的のものであり農家負債問題と関係がないといえるかどうか等について、

秋山委員(協)より、農林省で検討されている内容は生産物金融とした考え方に立つてゐるものかどうかについて、

それぞれ質疑、副知事より答弁、小委員長より、昨年十二月各委員とともに上京、社会党案に対する調整のためその機会をもつたがその後自社道各案の調整について推進方要望があるので副知事においてもこの点善処されたいと要望、菅田委員(社)より、一点として明年度三十億の外に九億を獲得すること、第二点として農家負債整理の百億は条件緩和と並行しなければならぬことすなわち百億即法改正は不離一体であることについて確認方、また中央においては資金枠の拡大のみで進めるかのような考え方にあり条件緩和に対する情勢は容易でないものが見受けられるのでこの点充分考へて強力に推進すべきであること等について意見及び要望があり、小委員長より、菅田委員の発言に対し了承する旨を述べた。



全国都道府県議会議長会

○二月二十九日 東京都議会第五委員会室において幹事会を開催、まず小林自治庁事務次官より昭和三十五年度予算編成における地方財政措置、その他当面の中央情勢についての説明を聴取、ついで協議に入り未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定方について及び自治省設置の実現についての要望書を決定、関係方面に提出することとした。つぎに昭和三十五年度本会歳入歳出予算は原案の歳入の一部を修正して決定、年金問題については今国会での成立は困難なので次の国会における成立を期し、従来どおり運動を継続することになった。

北海道東北六県議会議長会

○一月八日 東京都において開催、政府の昭和三十五年度地方財政措置の見通し等について協議した。

九都道府県議会議事務協議会

○一月二十七、八の両日 広島県において開催、次の事項を研究協議した。

- 一 各派幹事長会議等の出席に対する費用弁償の支給又はそれに代るべき措置について
- 一 議事堂の取締りについて
- 一 時間制限内に発言を終わらなかつた議員の取扱いについて
- 一 会期中の閉会について
- 一 法第百条の調査について
- 一 委員会の傍聴について
- 一 請願の取扱いについて
- 一 調査活動強化の動向について
- 一 予算及び決算の審査資料の作成状況について
- 一 その他



第三十三臨時国会の展望

第三十三臨時国会は昨年十月二十六日召集されて以来六十三日の会期を終え、十二月二十七日閉会となった。

今次臨時国会は政府提案のベトナム賠償協定及び伊勢湾台風を中心とする災害関係特例法並びに炭鉱離職者臨時措置法等三十八法案が成立したが会期後半において安保改正阻止のデモ国会乱入事件が起りこれに関連して社会党の浅沼書記長ら四議員の議長職権による懲罰委付託、会期延長、国会周辺デモ規制法案の強行などの問題を引き起したがいずれも継続審議となった。

法律案等の審議結果は次のとおり。

法律案

提出区分	同 上 内 訳			
	法律案数	成立	衆院継続	参院継続
内閣	三三(七)三三(二)	(四)	一	(一)

内閣提出の部

(カッコ内数字は前国会よりの継続審査法律案数)

提出番号	法律(案)名	成立	公 布	法律番号
一	農糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律	一一、二六、二八	二〇四	一一八
二	昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法	一一、三〇、二二、七	一一八一	一一八〇
三	昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律	一一、三〇、二二、七	一一八一	一一八〇
四	昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業に關する特別措置法	一一、三〇、二二、七	一一八一	一一八二
五	郵政省設置法の一部を改正する法律	一一、二五、二二、二六	二〇二	一一八二
六	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	一一、二七、三五、一八	二	一一八二
七	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械の売払等に関する特別措置法	一一、三〇、二二、一〇	一九一	一一八二
八	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法	一一、三〇、二二、一〇	一八四	一一八二
九	昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法	一一、三〇、二二、一〇	一八七	一一八二

一〇	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一八六
一一	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一八八
一二	中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律	一、三〇	二二、一五	一七八
一三	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一九三
一四	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法	一、三〇	二二、九	一八三
一五	昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特別法	一、三〇	二二、一四	一九五
一六	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律	一、三〇	二二、三	一七四
一七	昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法	一、三〇	二二、三	一七二
一八	農地被買収者問題調査会設置法案	撤回 (三七)		
一九	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	一、三〇	二二、一〇	一九二
二〇	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律	一、三〇	二二、四	一七五
二一	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律	一、三〇	二二、七	一七九
二二	昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法	一、三〇	二二、三	一七三
二三	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法	一、三〇	二二、五	一七六
二四	昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法	一、三〇	二二、五	一七七

二五	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた国民健康保険事業に對する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一八九
二六	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法	一、三〇	二二、三	一六九
二七	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法	一、三〇	二二、三	一七一
二八	核燃料物資の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律	二、七二	二二、一	一九四
二九	昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてためる資金の融通に関する特別措置法	一、三〇	二二、三	一七〇
三〇	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一八五
三一	炭鉱離職者臨時措置法	一、一六	二二、一八	一九九
三二	法人税法の一部を改正する法律	二、二二	二二、一五	一九六
三三	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に對する福祉年金の支給に関する特別措置法	一、三〇	二二、一〇	一九〇
衆議院議員提出の部				
提出番号	法律(案)名	成立	公 布	番 号
一	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法(伊藤よし子外十四名)	審査未了		
二	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎外十六名)	審査未了		
三	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎外十六名)	審査未了		

四	農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎外十六名）	審査未了	
五	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎外十六名）	審査未了	
六	天災による被害中小企業者等に対する資金融通等に関する特別措置法案（田中武夫外十七名）	審査未了	
七	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた者等の生活の保障に関する特別措置法案（八木一男外十九名）	審査未了	
八	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による消費生活の協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案（岡本隆一外十六名）	審査未了	
九	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案（横山利秋外十六名）	審査未了	
一〇	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案（五島虎雄外十五名）	審査未了	
一一	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による失業保険特別法案（五島虎雄外十五名）	審査未了	
一二	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案（滝井義高外十八名）	審査未了	
一三	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案（太田一夫外十六名）	審査未了	
一四	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（大原亨外十三名）	衆院継続	
一五	昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校等の児童生徒等の授業料の徴収免除に関する補助及び資金の貸付に関する特別措置法案（辻原弘市外十八名）	審査未了	
一六	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（中島巖君外十七名）	審査未了	

参議院議員提出の部			
提出番号	法律（案）名	成立	公布
一七	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の災害地対策特別委員長	一、三〇、一六	一九七
一八	部落問題審議会設置法案（八木一男外二十四名）	衆院継続	
一九	一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案（石橋政嗣外八名）	衆院継続	
二〇	医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律（田中正己外八名）	二、一六、二二	二〇〇
二一	地盤沈下対策特別措置法案（松前重義外二十一名）	衆院継続	
二二	国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案（佐々木盛雄外四名）	参院継続	
二三	失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（斎藤邦吉外二十三名）	衆院継続	
二四	厚生年金保険法の一部を改正する法律案（田中正己外二十三名）	衆院継続	
二五	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（田中正己外二十三名）	衆院継続	
二六	船員保険法の一部を改正する法律案（田中正己外二十三名）	衆院継続	

提出番号	法律（案）名	成立	公布
一	砂防法の一部を改正する法律案（田中一外三名）	参院継続	
二	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（田中一外三名）	参院継続	

継続審査法律案の部

第三十二臨時国会分

衆議院議員提出の部

提出番号	法律(案)名	成立	公 月 日	布 法 号 律
一七 七名	昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢外二十	衆院継続		

第三十一通常国会分

内閣提出の部

提出番号	法律(案)名	成立	公 月 日	布 法 号 律
一八	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
一一一	日本学校安全会法	二二、一二、一七	一九八	
一六七	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六八	船員保険法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一七八	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律	二二、一六、二八	二〇三	
一八三	医療法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一八五	養鶏振興法案	衆院継続		

衆議院議員提出の部

提出番号	法律(案)名	成立	公 月 日	布 法 号 律
二	農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢外十名)	衆院継続		
四	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男外三名)	審査未了		
五	地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(中井徳次郎外十名)	審査未了		
六	所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎外十二名)	衆院継続		
七	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝間田清一外十四名)	衆院継続		
八	地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝間田清一外十四名)	衆院継続		
九	失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷真穂外十三名)	衆院継続		
一八	公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎外六名)	審査未了		
一九	政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎外六名)	審査未了		
四一	飼料需要安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢外十三名)	衆院継続		
四二	農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢外十三名)	衆院継続		
四五	水産業改良助長法案(赤路友蔵外十七名)	衆院継続		
四六	漁業協同組合整備特別措置法案(赤路友蔵外十七名)	衆院継続		
四七	でん業生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案(芳賀貢外二十名)	審査未了		

四九	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(臼井莊一外七名)	一六、一六、二二、二二、二〇一
五二	市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市外三名)	激一回(二、一)
五五	簡易価格安定法の一部を改正する法律案(栗原俊夫外十六名)	審査未了
五七	クリーニング業法の一部を改正する法律(大石武一外九名)	一、二、二、一四
五九	所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎外六名)	衆院継続
六一	健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金法の一部を改正する法律案(多賀谷真倫外十三名)	衆院継続
六二	政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄外十三名)	衆院継続
六四	東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫外二十三名)	衆院継続
六五	職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄外十三名)	衆院継続
六七	臨海地域開発促進法(川島正次郎外三名)	衆院継続
六九	駐留軍関係離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣外二十二名)	衆院継続

参議院議員提出の部

提出番号	法律(案)名	成立	公	布
九	結核医療法案(坂本昭外九名)	参院継続	月	日
一一	身体障害者雇用法案(坂本昭外六名)	参院継続	番	号

一三	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿具根登外八名)	参院継続
一三	保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(片岡文重外六名)	参院継続

予算案

件名	提出月日	可決
昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)	一〇、二八、一一、一四、一一、二六	衆議院 参議院
昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)	一〇、二八、一一、一四、一一、二六	衆議院 参議院
昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)	一〇、二八、一一、一四、一一、二六	衆議院 参議院

承認された条約

番号	件名	提出月日	承認
一	日本国とウイエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求める件	一〇、二七、一一、二七、一一、二二	衆議院 参議院
	日本国とウイエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求める件	一〇、二七、一一、二七、一一、二二	衆議院 参議院
	千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求める件	一〇、三二、一一、一一、一一、二〇	衆議院 参議院

一月のメモ

- 2 ○札幌ススキノ繁華街で二十三世帯焼く。
○宗谷昭和基地へ空輸開始。
○民社新党外交経済方針を発表。
○米鉄鋼スト妥結。
- 3 ○ソ連、政府に対し日ソ漁業条約違反の日本漁船二隻に嚴重処分を要求。
○道総務部長に自治庁理財課長山野幸吉氏内定。
○ニセコで四人遭難。
- 4 ○漁船三十五隻強風にあいエトロフ島に緊急入域。
○安保改定交渉終わる。
- 5 ○予算第二次査定案内示。
○ア米大統領一般教書を発表。
- 6 ○総評ソ連全ソ労評と全面完全軍縮協定早期に達成せよと共同声明。
○道警、三十四年中の交通事故白書を発表。
○ソ連一月十五日以降に太平洋へ弾道ロケットを発射すると発表。
- 7 ○道総合開発委員会委員長及び顧問計五十九人の人選決まる。
○日米新行政協定全文まとまる。
- 8 ○文部省第二回全国学力調査の中間報告を発表。
○岸首相国後、択捉両島は放棄できぬと所信表明。
○大相撲初場所開幕。
- 9 ○三十五年度予算要求額まとまる、総額八百九十六億二千四百二十七万八千五百円。
○政府第二次貿易自由化を発表。
- 10 ○外務省、ソ連のロケット実験で補償請求権を留保すると口上書を手交す。
○三十五年度予算政府案きまる、総額一兆五千六百九十六億七千四百万円、財政投融资五千九百四十一億円。
○三十五年度開発予算最終内示総額三百七十四億二千五百五十六万七千円。
○ソ連首相、ソ連最高会議で兵力を百二十万削減すると演説。
○ア米大統領、議会に米国家宇宙局の強化の特別教書送る。
○政府貿易、外の外貨予算の自由化方針を決定。
- 11 ○羽田空港で安保全権団渡米阻止の全学連と警察隊が衝突し学生六十七人検査。
○民社新党準備会暫定綱領草案を発表。
○新安保条約調印全権団羽田出発。
○松田文相各大学に行き過ぎの学生除籍せよと通達。
○道開発予算最終決定三百七十億四千二百九十三万五千円。
○民社新党準備会、本年度活動計画案を発表。
○猛吹雪、本道東北を襲い漁船等に被害出る。
○猛吹雪のため列車ダイヤ及び青函連絡船全くマヒ。
○ア米大統領議会に予算教書提出。
○公安調査庁全学連等学生三団体を破防法容疑団体に指定。
○標準警察署焼く。
- 12 ○日米新安保条約及び行政協定調印される。
○岸首相、ア米大統領と会談日米共同声明を発表。
○第三次南極越冬本きまり。
○ソ連極東軍司令官、新安保条約により南緯、色丹の返還に問題があると警告。
○ア大統領議会に経済報告を提出。
○道、職員の綱紀粛正を通告。
○全道支庁長会議開く。
○道支庁長会支庁制度の改革に關し知事に答申。
○学術会議会長に和達清夫氏を決定。
○ソ連多段式ロケット太平洋所定水域に到着。
○岸首相らオッタワに到着。
○社会党安保改定阻止闘争方針案きめる。
○政府日ソ漁業交渉の交渉方針決める。サケマス漁獲量八万五千トン要求。
○総評、賃金白書を発表。
○北炭幌内鉱で昇降機が接触し死亡四、重軽傷十出る。
○札幌市啓明中学校一部焼く。
○第十五回国体スケート競技大会開幕。(長野県)
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21

○第四十二回直木賞受賞者きま、司馬遼太郎、戸板康二の両氏芥川賞の該当なし。

22 ○中国政府第二次五カ年計画は二年間でほぼ達成されたと発表。

○北鮮帰還第五次船出港。

○全道的に寒波襲う。

23 ○美智子妃の着帯式行なわる。

○道農地開拓部長に奥山孝氏内定。

○全十勝ビート耕作農民大会ホクレン工場誘致を決議(帯広市)

○三井三池会社二十五日からロックアウト実施を組合側に通告。

○アルジェに非常事態布告。

○岸首相帰国。

○民主社会党結党大会開く、執行委員長西尾末広、書記長曾根益国会議員団長

水谷長三郎氏等を決定。

○全道高校スキー大会に小樽双葉が八連勝。

○初場所大相撲開幕、栃錦十度目の優勝。

○第十五回国体スケート大会本道総合で九度目の優勝。

○藤山外相帰国。

○日経連賃金問題で見解発表。

○歌志内の北炭空知鉱でガス爆発、五人死亡。

○小樽水産高の寮焼く。

○三井三池ロックアウト実施、組合側は無期限ストに突入。

○「明年度の経済見通し」閣議で決定。

○文相五年制専科大新設の法案提出を考慮。

○王子新労組組合員四分の三を確保。

○日教組、日高教の合同教育研究会開く。(千葉県)

○志免炭鉱の合理化問題妥結調印。

○国連安全保障理事会カメルーン(南アフリカ)の国連加盟を承認。

○自民党第七回定期大会開く。

○加藤衆議院議長辞意を表明。

○学大札幌分校学生自治会無期限ストに突入。

28

○西独派遣の炭鉱労務者三年ぶりに帰る。

○「日米新安保条約を廃棄して外国軍撤退せねば萬舞、色丹は返さぬ」旨ソ連

政府から覚え書き手交。

○外務省、ソ連の覚え書きは不当な内政干渉と反論。

○第十五回全道スキー選手権開く。

○郵政省昨年末の全道闘争で六百十三人処分発表(本道関係百二十六人)

○中国、ビルマとの間に友好不可侵条約と国際協定に調印。

○日ソ漁業交渉代表団モスクワへ出発。

○ソ連の覚え書き問題で道漁民団体緊急合同委、政府に善処要望を決議。

○道財務局昨年の道内銀行貸し出し発表。

○全国教研集会終る。

○全国都道府県議会議長会、開発事業特例法制定等を決議。

○第34通常国会再開。副議長に中村高一氏(社)を決定。

○緑風会発展的に解消し「参院同志会」を結成、十一人参加。

○日韓会谈再開。

○自民党道連明年度政策大綱決める。

○加藤議長正式に辞任声明を発表。

30

昭和三十五年二月二十日発行

北海道議会時報

(第十二巻
第一号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局